

現 行	改 訂 案	改 訂 理 由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 本会は、社団法人であって溶接学会 (Japan Welding Society, 略称 J.W.S.) という。</p> <p>第 2 条 本会は溶接・接合に関する研究の連絡を行い、学術技術の向上普及を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第 3 条 本会は前条の目的を遂行するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講演会, 見学会, 講習会, 懇談会及び研究会の開催</li> <li>2. 調査及び研究を遂行するための調査会及び委員会の設置</li> <li>3. 雑誌又は図書の発行及び頒布</li> <li>4. その他本会の適当と認めた事業</li> </ol> <p>第 4 条 本会は事務所を東京都千代田区神田佐久間町 1 丁目 11 番地におく。 事務所の位置を東京都内で変更する場合は評議員会の決議で行うことができる。 本会は評議員会の議を経て必要の地に支部をおく。</p> <p>第 5 条 本会の事業年度は毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末に終わる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名称) 第 1 条 本会は、社団法人であって溶接学会 (Japan Welding Society, 略称 JWS) という。</p> <p>(目的) 第 2 条 同</p> <p>(事業) 第 3 条 同</p> <p>(事務所及び支部) 第 4 条 同</p> <p>(事業年度) 第 5 条 同</p>	<p>略称の簡略化</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p>第 6 条 本会の会員を次に掲げる 6 種とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正 員</li> <li>2. 賛助員</li> <li>3. 名誉員</li> <li>4. 推薦会員</li> <li>5. 特別員</li> <li>6. 学生員</li> </ol> <p>第 7 条 正員は溶接・接合に関し学識又は経験がある者。</p> <p>第 8 条 賛助員は本会の目的遂行に援助を与える者。</p> <p>第 9 条 名誉員は第 2 条に掲げた事項に関し功績又は名望のある者の中から評議員会の議を経て会長が推薦した者。</p> <p>第 10 条 推薦会員は外国人で本学会と積極的に接触し多大の貢献をした者の中から理事会の議を経て会長が推薦した者。</p> <p>第 11 条 特別員は次の各号のいずれかに該当する者の中から理事会の議を経て会長が推薦した者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会の目的遂行に尽力した功績が顕著な者。</li> <li>2. 寄附金その他で本会の事業を援助し、本会の発展に寄与した者。</li> <li>3. 関係する公務によって本会の事業活動を援助する者</li> </ol> <p>第 11 条の 2 学生員は学生であって溶接・接合に関心をもつ者</p> <p>第 12 条 正員, 賛助員及び学生員となるには正員の紹介で入会申込書を差し出し理事会の承認を得な</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p>(種別) 第 6 条 同</p> <p>第 7 条 同</p> <p>第 8 条 同</p> <p>第 9 条 同</p> <p>第 10 条 同</p> <p>第 11 条 同</p> <p>(入会) 第 12 条 同</p>	

<p>ければならない。</p> <p>2. 現に学生会員である者が引き続き正員となる場合は前項の例による。</p> <p>第13条 会員別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし学生会員から引き続き正員に変更する場合の入会金は免除する。</p> <p>第14条 名誉員、特別員、推薦会員及び歴代会長は会費を納めることを要しない。</p> <p>第15条 会員の評議員選挙権は正員1、賛助員1口につき1とする。</p> <p>第16条 会員は会長に届け出て退会することができる。会員でその義務を怠り又は本会の名誉をき損する行為を認めるときは理事会の決議で除名することができる。</p> <p>前2項の場合既納入会金又は会費は返納しない。</p>	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第13条 同</p> <p>第14条 同</p> <p>第15条 同 (退会及び除名)</p> <p>第16条 同</p>	
<p>第3章 役員</p>	<p>第3章 役員、評議員、代議員及び職員 (役員の定数)</p>	
<p>第17条 本会に次の役員をおく。</p> <p>理事10名以上20名以内 (うち会長1名、副会長2名)</p> <p>監事 2名</p>	<p>第17条 同</p> <p>(役員の任期)</p>	
<p>第18条 役員任期は2箇年とする。ただし重任ができる。</p>	<p>第18条 同</p> <p>2 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは職務を行うこととする。 (評議員及び評議員会)</p>	
<p>第19条 評議員の定数を80名以上150名以内とする。</p>	<p>第19条 同</p>	
<p>第20条 評議員は次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会支部の支部長</li> <li>2. 正員及び賛助員の投票で第21条によって選挙された者。</li> </ol>	<p>第20条 同</p>	
<p>第21条 第20条第2号に定める評議員は正員中より選挙し、選挙は封書で隔年2月末日までに本会に到着するよう差し出しこれを理事会で開票しその結果を通常総会で報告することとする。</p> <p>投票同数のときは年長者を当選とする。</p>	<p>第21条 同</p>	
<p>第22条 評議員は評議員会を組織し会長の選挙、総会で議決する事項その他会長あるいは理事会から諮問の重要会務を評議決定する。</p>	<p>第22条 同</p> <p>(代議員)</p>	
<p>第23条 本会に、代議員90名以上170名以下を置き、民法上の社員とする。代議員は、役員及び評議員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 代議員は総会において別に定める方法により、正員の中から選出する。</li> <li>3. 代議員は総会構成員として、この定款に定める事項を行う。</li> <li>4. 代議員については、第18条(任期)の規定を準用する。</li> </ol> <p>この場合において、この規定中「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第23条 同</p> <p>(会長の選任)</p>	
<p>第24条 会長は正員中から評議員が選挙で選出し、総会で選任する。ただしこの選挙は、評議員数の4分の3以上の投票があってその過半数の得票を必要とする。</p> <p>会長は選任せられたときは理事に就任しなければならない。</p>	<p>第24条 同</p>	

<p>第25条 会長以外の副会長、理事及び監事は評議員会の議を経て、総会で選任する。副会長は選任せられたきは理事に就任しなければならない。</p> <p>第26条 会長、副会長並びに理事は理事会を組織し会務を処理し本会の業務を遂行する。</p> <p>第27条 会長は会務を統括し本会を代表し総会及び役員会の議長となる。</p> <p>第28条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。</p> <p>第29条 名誉員及び前会長は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第30条 監事は民法第59条の職務を行う。</p> <p>第31条 監事は理事を兼任することができない。</p> <p>第32条 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは職務を行うこととする。</p> <p>第33条 本会に庶務、会計、研究及び編集の会務を分掌させるため、おのおの若干名の幹事をおくことができる。</p> <p>第34条 幹事は正員中から理事会の議を経て会長が委嘱する。 任期は一箇年とする。</p> <p>第35条 本会の事務を処理するため職員をおく。 1. 職員は会長が任免する。 2. 職員は有給とする。</p>	<p>(副会長、理事及び監事の選任)</p> <p>第25条 同</p> <p>第26条 同</p> <p>第27条 同</p> <p>第28条 同</p> <p>(役員及び評議員の報酬)</p> <p>第29条 役員及び評議員は無報酬とする。 (名誉員及び前会長)</p> <p>第30条 第29条に同 (監事の職務)</p> <p>第31条 第30条に同</p> <p>第32条 第31条に同 (幹事)</p> <p>第33条 同</p> <p>第34条 同 (職員)</p> <p>第35条 同</p>	役員報酬
<p style="text-align: center;">第 4 章 会 議</p> <p>第36条 通常総会は毎年1回春季に便宜の地で開催する。</p> <p>第37条 理事及び監事が必要と認めるとき、又は社員現在数の10分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は臨時総会を開くことができる。</p> <p>第38条 次の事項は通常総会に提出してその承認を受けなければならない。 1. 事業計画及び収支予算 2. 事業報告及び収支決算 3. 財産目録 4. その他理事会において必要と認められた事項</p> <p>第39条 総会の決議は出席社員の表決権の過半数の同意を得て決め可否同数の場合は議長が決める。ただし次の事項に関する決議は総会に社員の過半数以上が出席その表決権の3分の2上の同意を必要とする。 1. 本会の解散 2. 本定款の変更 3. 重要な財産の処分</p> <p>第40条 社員で総会に出席できない者は各自同種の社員に代理を委任、又は書面で議事に対する表決を行うことができる。 前項の代理及び書面表決は前条の規定に関した出席とみなす。</p> <p>第41条 総会の招集はあらかじめ会期の1週間前までに会議の目的事項、日時及び場所などを社員に通知しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 会 議</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第36条 同 (臨時総会の招集)</p> <p>第37条 同</p> <p>(総会の決議事項)</p> <p>第38条 同</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第39条 同</p> <p>第40条 同 (総会の招集)</p> <p>第41条 同</p>	

<p>前項の通知は書面又は機関誌とする。</p> <p>第42条 社員は総会であらかじめ通知がない事項に関しては決議をすることができない。</p> <p>第43条 総会の議事の要領及び議決した事項は会員に会告する。</p> <p>第44条 総会および理事会の議事録は議長が作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上これを保存する。</p> <p>第45条 理事会は会務遂行上必要の場合開催する。理事会の議事は出席理事の過半数の賛成で決める。 可否同数のときは議長が決める。</p> <p>第46条 評議員会は会長又は理事会で必要と認める場合開催する。 評議員会の議事は出席評議員過半数の賛成で決める。 可否同数のときは議長が決める。</p>	<p>(会員への通知)</p> <p>第42条 同</p> <p>第43条 同 (議事録)</p> <p>第44条 (理事会の招集等)</p> <p>第45条 理事会は会務遂行上必要の場合会長が招集する。ただし、会長が必要とみとめたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。 (理事会の定足数等)</p> <p>第46条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、あらかじめ、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。</p> <p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>理事会招集</p> <p>理事会の定足数</p>
<p style="text-align: center;">第5章 資産及び会計</p>	<p style="text-align: center;">第5章 資産及び会計</p>	
<p>第47条 本会の資産は別紙財産目録の資産並びに入会金、会費、寄附金、物件及び本会の財産から生ずる収益及びその他の収入からなる。</p>	<p>第47条 第46条に同</p>	
<p>第48条 本会の資産の管理及び運用は評議員会の議を経て理事が行う。</p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第48条 本会の資産は次のとおりとする。</p>	
<p>第49条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前会長が編成し理事会、評議員会の議決及び総会の承認を受け文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更したときも同様とする。</p>	<p>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 資産から生じる収入</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) 寄附金品</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>(資産の種別)</p>	<p>基本財産</p>
<p>第50条 本会の収支決算は毎会計年度終了後3箇月以内に会長が作成しその年度末現在の財産目録並びに事業報告及び会員の移動状況書とともに監事の意見を付け理事会、評議員会及び総会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。</p>	<p>第49条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。</p> <p>2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される資産で構成する</p> <p>(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産</p> <p>(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産</p> <p>3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(資産の管理)</p>	<p>基本財産</p>
<p>第51条 収支予算で定めるものを除くほか新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない</p>	<p>第50条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。</p> <p>(基本財産の処分の制限)</p> <p>第51条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数の3分の2</p>	<p>基本財産</p>

<p>い、 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。</p> <p>第52条 本会の毎年度の経費は第47条の資産で支弁する。</p> <p>第53条 本会の毎年度の決算に剰余ができたときはこれを翌年の収入に繰入れる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 定款の変更並びに解散</p> <p>第54条 本定款を変更する場合は理事会、評議員会及び総会の議を経た上文部科学大臣の認可を得なければならない。</p> <p>第55条 本会の解散に伴う残余財産は理事会、評議員会および総においてのおのおの3分の2以上の議決を経かつ文部科学大臣の認可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 補 則</p> <p>第56条 本定款施行に必要な細則は理事会、評議員会の議を経て定める。</p> <p>第57条 本定款は文部科学大臣の認可を得てから実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 本定款の変更は、文部科学大臣の認可があった日から施行し、平成11年度会費より細則に定める。</p>	<p>以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</p> <p>(経費の支弁) 第52条 本会の事務遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第53条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 事業計画及び収支予算を変更したときも同様とする。</p> <p>(暫定予算) 第54条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に順次収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。</p> <p>(収支決算) 第55条 本会の収支決算は、会長が作成し、その年度末現在の財産目録、正味財産増減計算書、貸借対照表並びに事業報告及び会員の移動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後3箇月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。</p> <p>(長期借入金) 第56条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって召還する短期借入金を除き、理事現在数及び代議員現在数の各々3分の2以上の議決を得、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等) 第57条 第50条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 定款の変更並びに解散</p> <p>(定款の変更) 第58条 本定款は、理事現在数及び社員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>(解散) 第59条 本会の解散は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分) 第60条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及</p>	<p>暫定予算</p> <p>長期借入金</p>
--	---	--------------------------

び社員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

#### 第7章 補 則

第61条 本定款施行に必要な細則は理事会の議を経て定める。

#### 第8章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第62条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業計報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿はこれを一般の閲覧に供するものとする。

#### 付 則

1 本定款の変更は、文部科学大臣の認可があった日(平成11年12月8日)から施行し、平成11年度会費より細則に定める。

2 本定款の変更は、文部科学大臣の認可があった日(平成16年〇〇月〇〇日)から施行する。

書類及び帳簿の備付等

情報公開